

## 鳥取大学湖山写真部 部則

### 第1章 総則

- 第1条 本部活は鳥取大学湖山写真部と称し、鳥取大学の学生で構成される。
- 第2条 本部活は、写真の創作を行い、各自の写真技術向上を目指す事を目的とする。
- 第3条 部会は週に1回設ける。その曜日を変更する際は、全現役部員の2/3以上の承認を必要とする。
- 第4条 技術の向上と成果の発表の為、年3回以上の展覧会を行う。
- 第5条 部費は1か月500円とする。

### 第2章 組織及び運営

- 第6条 第1章の目的を達成し、部の運営を円滑にするべく、幹部役員を4名選抜し、幹部会を置く。
- 第7条 原則として、部長、副部長2人、会計の4名3役とする。但し、部長は内政を兼任し、一方の副部長は外政を兼任する。また、他方の副部長は写真部同窓会の管理役を兼任する。
- 第8条 役員は全現役部員の過半数の承認をもって決定する。役員の改選は風紋祭後、最初の部会で行い、任期は1年とする。その方法は本部則によって定めない。
- 第9条 部の円滑な連絡事項の伝達と部会の遂行の為、部会班を置く。
- 第10条 部室の整備・管理の為、部室班を置く。
- 第11条 暗室の管理、フィルムカメラ等の備品を管理する為、暗室班を置く。また、暗室班は新入部員の暗室講習の際に的確な指導が出来る能力を身に付ける。
- 第12条 第9,10,11条には原則として班長を1人置き、幹部役員の指示のもと、幹部役員を補佐する。また、有事の際は幹部役員の代わりに指示を出せる。
- 第13条 各班班長・幹部役員に事故ある時は、指名された部員がその職務を代行する。
- 第14条 全部員の過半数が出席する部会で、3/4以上が賛成すれば、幹部役員に対し不信任の議決を得る事ができる。幹部役員に不信任決議が議決された時、全現役部員による再選挙を3週間以内に行い、新しい幹部役員を決定する。

### 第3章 入部、退部、除籍

- 第15条 入部希望者は幹部役員に申し出れば入部することができる。
- 第16条 退部は部長の承認を必要とする。
- 第17条 幹部役員は素行に問題のある部員を除籍する事ができる。但し、本人との話し合いを必要とする。互いに理解が得られなかった場合は全現役部員の2/3以上が承認すれば、これをもって除籍を成立させることとする。

#### 第4章 補足

- 第18条 部則の改正をはじめとする、選挙を行うような重要部会は、議会と称する。  
議会は全現役部員のうちの過半数をもって成立し、あらゆる議会を行う際は全現役部員に漏れなく通知されなければならない。
- 第19条 やむを得ない事情で議会に参加できない場合は、投票を他の現役部員に委任する事ができる。
- 第20条 本部則の改正には、議会による3/4以上の承認を必要とする。

本規約は、平成28年6月1日から実施する。

平成28年改正